

大阪市水道局告示第37号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年5月29日

大阪市水道局長 坂 本 篤 則

金融機関名	店 舗 名	所 在 地		変更年月日
大阪信用金庫	宿院支店	変更前	大阪府堺市堺区大町東1丁目1-2	令和7年 5月19日
		変更後	大阪府堺市堺区寺地町西1丁目1-12	

（水道局総務部経理課）